

## 平成17年度 政策評価書（事後の事業評価）

担当部局：防衛施設庁業務部提供施設課  
実施時期：平成18年1月～18年3月

**事業名**： 那覇港湾施設における岸壁整備事業

**政策分野**： 在日米軍の駐留に関する事務

**事業内容**： 那覇港湾施設の既存岸壁は、建設後50年以上を経過し老朽化が著しく、さらに、岸壁の老朽化に伴い船舶の接岸が制限されるなど、効率的な業務が行えない状況にあったところである。  
当該事業は、かかる状況を解消し、船舶の寄港時における業務の効率化を図るために、既存岸壁の改修及び附帯施設（防舷材、係船柱等）の整備を行った（平成13年度から17年度まで実施）ものである。

**経費総額**： 約22億円（事業費）

## 評価の内容

### 1. 事業の目的

那覇港湾施設の既存岸壁は、建設後50年以上を経過し、岸壁部の鋼矢板や防舷材の腐食が生じるなど老朽化が著しく、岸壁からの土砂の流出が懸念されており、度重なる維持補修を強いられ労力を要していた。さらに、岸壁の老朽化に伴い岸壁周辺は大きな荷重に耐えることができず、船舶の接岸が制限されるなど、効率的な業務が行えない状況にあったところである。

当該事業は、かかる状況を解消し、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化を図るため、既存岸壁の改修及び附帯施設（防舷材、係船柱等）の整備を行ったものである。また、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与するものである。

### 2. 達成状況

#### (1) 達成効果

防衛庁の政策分野及び上位の事業体系における当該事業の役割

提供施設の整備は、米軍の円滑な駐留を図り、我が国の安全保障にとり不可欠な日米安保体制の円滑かつ効果的な運用を確保していく上で、極めて重要であるとの観点から、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）の範囲内で実施してきたところである。

当該事業の実施により、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化が図られ、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与するものである。

#### 代替手段との比較検討状況

既存岸壁は、岸壁部の鋼矢板や防舷材が腐食するなど老朽化が著しいことから、部分的な補修等による延命措置を講じることが困難なため、当該事業を実施する必要があった。

当該事業を実施するに当たっては、次の2案の施工方法について検討を行ったところである。

A案・・・既存の岸壁部鋼矢板の陸上側に、新たな矢板構造物を施工する

B案・・・既存の岸壁部鋼矢板を撤去し、同じ位置に新たな矢板構造物を施工する

A案については、かかる問題を全て解消することができる。

B案については、老朽化による問題は解消されるものの、工種が多くなるため、施工性及び経済性の面でA案に劣る。

このことから、A案により事業を進めることとした。

|     | 老朽化の解消 | 構造性能 | 施工性 | 経済性 | 総合評価 |
|-----|--------|------|-----|-----|------|
| A 案 |        |      |     |     |      |
| B 案 |        |      | ×   | ×   | ×    |

具体的な構成、数量等の必要性及び妥当性

当該事業の規模等については、老朽化が著しい既存岸壁約300m区間の改修及び附帯施設（防舷材、係船柱等）を整備したところであり、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務を行うために必要な規模である。

なお、当該事業は、当初計画では平成16年度末に完成する予定であったが、米側の貨物に係る管理区域と当該工事に係る区域のとりあいなど、工事工程に係る米側との調整に時間を要したため、工事開始が遅延したことなどから、完成が約10か月後年度へずれ込んだものである。

| 項目    | 整備前  | 当初計画  | 整備後（平成18年1月）   |
|-------|--|---|--|
| 経費総額  | -  | 約22億円（後年度負担額を含む全体計画額）   | 約22億円  |
| 規模構造  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存岸壁 一式<br/>延長約300m</li> <li>・附帯施設<br/>防舷材、係船柱等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・岸壁の改修 一式<br/>延長約300m</li> <li>・附帯施設<br/>防舷材、係船柱等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul> |
| 工期    | -  | 平成13年度から平成16年度  | 平成13年度から平成17年度   |
| 米軍の所要 | 在沖米軍に必要な貨物の積み降ろしを行なうために使用する岸壁  | 同 左   | 同 左  |

得ようとする効果

当該事業を実施することにより、既存岸壁の老朽化が著しく、度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況を改善する。また、当該事業を実施することにより、岸壁の老朽化に伴い船舶の接岸が制限されていた状況を改善し、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化を図る。

効果の把握の仕方

施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されているかを確認した。また、米側においても完成検査と同様の確認を行ったところである。

効果の達成を判断する根拠

施設の完成検査及び米側の検査により確認したところ、当該事業を実施したことにより、老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要していた状況が改善されたことを確認した。また、当該事業を実施したことにより、船舶の接岸が制限

されていた状況が改善され、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化が図られることから、効果は達成されたと判断したところである。

(2) 達成時期  
平成18年1月

(3) 教訓等事項  
特になし

#### 今後の対応

当該事業の実施により、船舶の寄港時における貨物の積み降ろし業務の効率化を図り、米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与するとの目的は達成されたところである。

今後とも提供施設の整備を行う場合には、地位協定の範囲内で、米側の希望を聴取するとともに、安保条約の目的達成との関係、我が国の財政負担との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案の上、適切に措置していく所存である。

#### その他の参考情報

なし